

## 商品概要説明書

## 新型外貨普通預金

商品名	新型外貨普通預金	
販売対象	個人	
預金保険	外貨預金は預金保険の対象外です。	
期間	期間の定めはありません。	
受付時間	10:00～14:00までとさせていただきます。	
預入	(1)預入方法	当金庫所定の時間内において随時預け入れいただけます。 ただし、預け入れは「円預金からの振り替え」のみの取扱いとなります。（「円の現金での預け入れ」、「外貨現金および外貨T/Cでの預け入れ」、「外貨預金からの振り替え」、「到着した外貨送金での預け入れ」はできません。）
	(2)最低預入額	10米ドル
	(3)預入単位	1米ドル単位まで預入可能
	(4)預入通貨	米ドル
払戻方法	当金庫所定の時間内において随時払い出しいただけます。 ただし、払い出しは「円預金への振り替え」のみの取扱いとなります。（「円の現金での払い出し」、「外貨現金および外貨T/Cでの払い出し」、「外貨預金への振り替え」、「外貨での送金の代り金決済」にご使用することはできません。）	
利息	(1)適用利率	変動金利 マーケット環境などにより見直しをすることがあります。 当金庫所定の利率を適用します。利率については窓口にお問い合わせください。
	(2)利払方法	毎年2月と8月の当金庫所定の日にお支払します。
	(3)計算方法	毎日の最終残高について、付利単位を原則1通貨単位とした1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。</li> <li>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</li> <li>利息はマル優の対象外です。</li> <li>為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。</li> </ul>	
預け入れの手数料および適用相場	為替手数料(1米ドルあたり1円)を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレートより1米ドルあたり50銭マイナスしたレートを適用します。	
引き出しの手数料および適用相場	為替手数料(1米ドルあたり1円)を含んだ為替相場である当金庫所定のTTBレートより1米ドルあたり50銭プラスしたレートを適用します。	
付加できる特約事項	ございません。	
当金庫が対象業者となっている認定投資者保護団体	ございません。	
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>	

- ・上記手数料には消費税などはかかりません。
- ・T/Cとは、トラベラーズチェックのことをさします。